

審査委員会規程

2005年5月11日制定

2022年3月10日改訂

第1条（目的）

本規程は、細則第8条の定めにより、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が設ける審査委員会の運営に係る根本規則を定めることを目的とする。

第2条（用語）

本規程で用いる用語は下記のものとする。

1. 認定監査人とは、監査人倫理規程第一条の情報セキュリティ監査人をいう。
2. 審査対象者とは、会員及び認定監査人であって、本規程で定める審査の対象となる者をいう。
3. 紛争とは、情報セキュリティ監査に対する利害関係者からの苦情を審査対象者が不合理であると主張することをいう。
4. 監査の瑕疵とは、情報セキュリティ監査が情報セキュリティ監査基準及びそれに基づき協会が定めた規定等に適合しないことをいう。
5. 重大な倫理違反とは、故意または重大な過失により倫理基準に違反することをいう。
6. 軽微な倫理違反とは、倫理違反のうち重大な倫理違反に該当しない違反をいう。

第3条（審査委員会）

1. 審査委員会の審議は協会から独立した立場で行い、協会を含め他からの圧力を排除する。
2. 審査委員会の委員は独立であり、協会の倫理基準、審査に用いるその他の基準、及び委員の良心にのみ拘束される。なおこの場合、協会の倫理基準は、監査人倫理規程における監査人を審査委員と読み替え、第1条から第6条まで及び第10条の1を適用する。
3. 審査委員会は、審査対象者が実施した情報セキュリティ監査に係る倫理、紛争、及び品質に関する審査を行う。
4. 審査委員会は、個別事案の審査のために選任した専門委員による審査チームを構成する。専門委員に選任された者は、協会の倫理基準、審査に用いるその他の基準に従わなければならない。なおこの場合、協会の倫理基準は、監査人倫理規程の、監査人を専門委員と読み替え、第1条から第6条まで及び第10条の1を適用する。
5. 委員の委嘱に当たっては委員の中立性等に配慮するものとし、委員の氏名等は非公

表とする。

6. 審査委員会の運営の詳細は、別に定める審査委員会運営細則による。

第4条（倫理基準）

倫理基準は協会が定める会員倫理規程と監査人倫理規程とする。

二 審査委員会は、審査対象者が関わる監査の質の維持・向上を図るため、必要に応じて倫理基準の見直しを理事会に提言する。

第5条（審査制度の運用）

審査委員会は、会員又は認定監査人が協会の定める倫理基準を遵守し、もって公正な情報セキュリティ監査の実施を促すために、以下に定める審査を行い、その結果を理事会に報告する。

1. 簡易迅速な紛争解決による監査品質の確保と被監査主体の保護を図るために、紛争審査規程に基づき紛争審査を行う。
2. 監査品質の確保を図るために、監査品質審査規程に基づき監査品質審査を行う。
3. 重大な倫理違反の疑いがある場合には、倫理審査規程に基づき倫理審査を行う。

二 会員に対する審査では、審査対象となる監査に従事した当該会員に所属する認定監査人も同時に審査の対象とする。この場合、両者を一つとして審査することができる。

第6条（異議申し立て処理への協力）

懲戒処分等に関する規程第11条に定める検証委員会の検証作業に対して、検証対象となる審査に関わった審査委員会委員をはじめとする関係者は、協力しなければならない。

第7条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第8条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2005年5月11日より適用する。

附則2条 本規程は2022年3月11日より適用する。